

尾張旭市国土強靱化地域計画の概要

1 計画の策定趣旨と位置づけ

(1) 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国は、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定しました。また、愛知県においても、平成27年8月に「愛知県地域強靱化計画」が策定されました。

「尾張旭市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」は、本市が大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための指針とするものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、地域の強靱化に係る部分については本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有します。

2 基本目標

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

基本目標を達成するための、愛知県地域強靱化計画を基に、本市の特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と36の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

目標1 直接死を最大限防ぐ
1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
3-2	行政機関等の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標5 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
5-4	食料等の安定供給の停滞
5-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-3	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
7-4	有害物質の大規模拡散・流出
7-5	農地・森林等の被害による被害の拡大
目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により、復興できなくなる事態
8-3	地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により、復興が大幅に遅れる事態
8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

4 計画推進の方策

計画期間を令和2年7月から令和8年3月までのおおむね6年間とし、市の強靱化を着実に推進するため、PDSサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。